



## —27年、相続税増税対策3—高齡社会—

高齡社会に入り、親世代が突然に体調悪化し資産管理ができない状態となる、または子に引き継ぎしないまま亡くなるなど、資産管理の継承に関する問題が多くなってきました。当事者に契約能力がないと判断されると不動産契約や金融機関の手続きができません。変化する市場のなか、賃貸中のテナント契約も預金も塩漬け状態になります。判断能力が衰えたり、介護が必要となった場合に、どのように資産管理をしていくのが相続対策として重要です。

資料によれば、本人の判断能力低下に伴う「機会の遺失」による経済的損失の総額は多く、平均で810万円にのぼっています。これは、本人と本人の介護を行うためにこれまでの仕事ができなくなった周囲の人の損失を含みます（宮内康二「成年後見の実務的・理論的に体系化に関する研究」2013年 東京大学助教）。

相続となれば、資産課税強化の環境下で限られた時間のなか、財務分析、納税、債務処理、土地境界確認、資産分割、不動産売買、テナント契約など、全てが同時並行で発生します。生前に、身体能力の衰えに対して、治療費、生活費を確保してどのように次世代に資産の管理を引き継ぎできるのか、考えるべきでしょう。奇策はありません。自身の状況に照らして法制・税制の選択をします。

### 1. 成年後見

成年後見業務は、分類すると、財産管理（動産・不動産）、身上監護（法律行為及び事実行為）、法的対応があります。認知症高齢者、知的障害者、精神障害者が700万人にものぼり、こうした判断能力の不十分な方々の権利を守る制度です。これまでの実務上の整理をすると、次のようになります。②は本レポート No.151、152の「市民後見人へ」をご参照下さい。

- ① 症状によっては医師による本人認定が簡単ではない
- ② 家裁による厳格な管理があるにもかかわらず、一部の任意後見人による不正が続いている
- ③ 専門職後見人（法律家）は資産運用のプロではない
- ④ 本人死亡後の財産管理ができない

金融機関によっては制度への不信があり、本人が窓口に来ない限り手続きができないとも伝えられます。一定規模以上の資産を経営（資産組換えや有効活用）するには後見人（法律家）ではなく、経営判断や財務分析、キャッシュフローの分かる専門家を活用する別の枠組みが必要です。

### 2. 家族信託

2007年施行の改正信託法により、信託銀行や信託会社が関与しない、家族などの信託関係において、設定される信託が可能となりました。信託とは、委託者、受託者、受益者の三者の法律行為の仕組みです。相続財産を円滑に承継すること、判断能力の衰えを補完する選択肢として、高齡不動産オーナーに活用の可能性が広がってきました。成年後見制度ではできない「有効活用」「資産組換え」「財産処分」は信託で可能です。

たとえば、母親Aが委託者・受益者となり、自宅とアパートを長女Bが受託者（信託財産の所有名義人で財産管理を行う人）とする信託契約をすると、Bは自ら資産の管理と運用を行います。賃料収入は受益者Aのものとなります。信託契約でA死亡後の受益権取得者を決めておきます。Aさんの生前に高齡化対策ができ、財産設計と遺言（相続）が確認できます。不動産の運用益や処分により、親の生活費や療養費にも使えます。

信託を活用するには資産規模や債務状況、相続人数、管理法人との関連等により、専門家の検証・監督が必要です。